

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】令和2年1月30日(2020.1.30)

【公開番号】特開2019-39562(P2019-39562A)

【公開日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-010

【出願番号】特願2018-188034(P2018-188034)

【国際特許分類】

F 16 J 15/10 (2006.01)

F 16 L 23/02 (2006.01)

【F I】

F 16 J 15/10 L

F 16 J 15/10 T

F 16 J 15/10 B

F 16 L 23/02 D

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月16日(2019.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シール部材を介して第1接続部と第2接続部を接続するものであって、

前記第1接続部の接続端面と前記第2接続部の接続端面の両方または一方が、

前記接続端面に開口する流路壁と、

前記流路壁の径方向外側に前記流路壁の軸線方向に沿って突設された環状突起と、

前記環状突起の径方向内側に設けられた内装着溝とを備え、

前記シール部材が、

環状に形成され、

両端面又は一方の端面に、前記環状突起が圧入される環状溝を備える

接続部シール構造において、

前記内装着溝は、

前記環状突起の基端部の径方向内側に前記環状突起に対して鋭角に設けられ、前記流路壁に接続する内テープ部を有すること、

前記シール部材の内周面は、

前記環状溝が開口する端面側に位置する端部に沿って形成され、前記内テープ部に圧接するように傾斜する内圧接テープ部を有すること、

前記内装着溝を備える前記接続端面は、

前記環状突起の径方向外側に設けられた外装着溝を有すること、

前記シール部材は、

前記外装着溝の内壁に対して径方向外向きに圧接する外側圧接部を有すること、

前記外側圧接部は、前記内圧接テープ部が前記内テープ部に圧接する内側テープ圧接部よりも小さいこと、

を特徴とする接続部シール構造。

【請求項2】

請求項1に記載する接続部シール構造において、

前記外装着溝は、

前記環状突起の基端部の径方向外側に前記環状突起に対して鋭角に設けられた外テープ部を有すること、

を特徴とする接続部シール構造。

【請求項3】

請求項1又は請求項2に記載する接続部シール構造において、

前記シール部材の外周面は、

前記環状溝が開口する端面側に位置する端部に沿って形成された外圧接テープ部を有すること

を特徴とする接続部シール構造。

【請求項4】

請求項1乃至請求項3のいずれか1つに記載する接続部シール構造において、

前記シール部材は、前記環状突起が前記環状溝に圧入された場合に、前記環状突起の基端部との間に環状のすき間を形成すること、

を特徴とする接続部シール構造。

【請求項5】

請求項1乃至請求項4のいずれか1つに記載する接続部シール構造において、

前記シール部材の内周面端部を支持する支持片が、前記内テープ部により、前記流路壁に沿って環状に設けられ、前記環状突起の基端部側に位置する部分の径方向肉厚が、前記環状突起の先端部側に位置する部分の径方向肉厚より大きいこと、

を特徴とする接続部シール構造。

【請求項6】

請求項1乃至請求項5のいずれか1つに記載する接続部シール構造において、

前記外側圧接代の位置は、前記環状溝の内壁と前記環状突起とが圧接するシール圧接代よりも、前記環状突起の基端部側であること、

を特徴とする接続部シール構造。

【請求項7】

請求項1乃至請求項6のいずれか一つに記載する接続部シール構造において、

前記シール部材は、径方向外側に位置する外周面が、前記外装着溝の前記軸線方向に沿った面に近接する面を含んでいること

を特徴とする接続部シール構造。

【請求項8】

請求項1乃至請求項7のいずれか一つに記載する接続部シール構造で使用されることを特徴とするシール部材。